

公立大学法人都留文科大学運営費交付金交付規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市規則第 6 号

公立大学法人都留文科大学運営費交付金交付規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 42 条第 1 項の規定により公立大学法人都留文科大学(以下「法人」という。)に対し市が交付する運営費交付金(以下「交付金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の種類)

第 2 条 この規則において、交付金とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 標準運営費交付金
- (2) 特定運営費交付金
- (3) 施設整備費等補助金

(交付金の対象経費)

第 3 条 交付金の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 標準運営費交付金 通常の法人運営事業に要する経費
- (2) 特定運営費交付金 前号の標準運営費交付金の経費に該当しない特定の目的に要する経費
- (3) 施設整備費等補助金 施設の整備、改修及び災害復旧に要する経費

(交付金の額)

第 4 条 交付金の額は、法人が法第 27 条第 1 項の年度計画に定める事業(以下「対象事業」という。)に要する経費のうち、市長が定める額とする。

(交付申請)

第 5 条 法人は、交付金の交付を受けようとするときは、公立大学法人都留文科大学運営費交付金交付申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 第2条第3号の施設整備費等補助金の交付を受けようとするときは、前項の交付申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 前号のほか市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付金の交付を決定し、公立大学法人都留文科大学運営費交付金交付決定通知書(様式第3号)により法人に通知するものとする。この場合において、市長は、交付金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。

(変更交付申請)

第7条 法人は、前条の規定による交付決定の内容を変更するときは、速やかに公立大学法人都留文科大学運営費交付金変更交付申請書(様式第4号)に当該変更を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による変更交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付金の変更交付を決定し、公立大学法人都留文科大学運営費交付金変更交付決定通知書(様式第5号)により法人に通知するものとする。

(交付額の決定)

第9条 市長は、当該交付金の額が確定したときは、公立大学法人都留文科大学運営費交付金交付額確定通知書(様式第6号)により法人に通知するものとする。

(交付金の請求)

第10条 法人は、交付金の交付を請求しようとするときは、公立大学法人都留文科大学運営費交付金交付請求書(様式第7号)を、市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、法人が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、交付金に関し、法令等又は交付決定の内容、指示若しくは条件に違反したとき。

(交付金の返還)

第12条 市長は、前条の規定による交付金の交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、法人に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(検査等)

第13条 市長は、交付金の適正な執行を図るため、法人に対して必要な事項について報告をさせ、必要な書類を提出させ、又は随時業務の状況等を検査することができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

号
年 月 日

都留市長 様

公立大学法人都留文科大学
理事長

年度公立大学法人都留文科大学大学運営費交付金交付申請書

公立大学法人都留文科大学運営費交付金交付規則第 5 条の規定により、次の
とおり関係書類を添えて申請いたします。

交付申請金額 _____ 円

内訳

- ・標準運営費交付金 _____ 円
- ・特定運営費交付金 _____ 円
- ・施設整備費等補助金 _____ 円

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

都留市長 印

年度公立大学法人都留文科大学運営費交付金交付決定通知書

年 月 日付け第 号により申請のありました、年度公立大学法人都留文科大学運営費交付金については、以下の通り交付することに決定したので通知します。

交付決定金額 _____ 円

内訳

- ・標準運営費交付金 _____ 円
- ・特定運営費交付金 _____ 円
- ・施設整備費等補助金 _____ 円

様式第 4 号(第 7 条関係)

号
年 月 日

都留市長 様

公立大学法人都留文科大学
理事長

年度公立大学法人都留文科大学大学運営費交付金変更交付申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた 年度公立大学法人都留文科大学運営費交付金について、下記の通り変更したいので申請いたします。

交付申請金額 円 (変更前 円)

内訳

標準運営費交付金	円	(変更前	円)
特定運営費交付金	円	(変更前	円)
施設整備費等補助金	円	(変更前	円)

様式第 5 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

公立大学法人都留文科大学
理事長 様

都留市長 印

年度公立大学法人都留文科大学運営費交付金変更交付決定通知書

年 月 日付け第 号により変更申請のありました、 年度公立大学法人
都留文科大学運営費交付金については、以下のとおり交付することに決定し
たので通知します。

交付決定金額 円 (変更前 円)

内訳

標準運営費交付金	円	(変更前	円)
特定運営費交付金	円	(変更前	円)
施設整備費等補助金	円	(変更前	円)

様式第 6 号(第 9 条関係)

都留市指令 第 号

公立大学法人都留文科大学
理事長 様

年度公立大学法人都留文科大学運営費交付金交付額決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった、 年度公立大学法人都留文科大学
運営費交付金について、次のとおり額を確定したので、公立大学法人都留文科
大学運営費交付金交付規則第 9 条の規定により通知する。

年 月 日

都留市長



交付金確定額 円

内訳

標準運営費交付金	円
特定運営費交付金	円
施設整備費等補助金	円

様式第 7 号(第 10 条関係)

第 号
年 月 日

都留市長 様

公立大学法人都留文科大学
理事長

年度公立大学法人都留文科大学運営費交付金請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった 年度公立大学法人都留文科大学運営費交付金について、事業執行に充当するため、次の金額を交付されますよう請求いたします。

請 求 額 _____ 円

【内訳】

標準運営費交付金 _____ 円

特定運営費交付金 _____ 円

施設整備費等補助金 _____ 円

振込先

金融機関名	支店名	口座番号	名 義
銀 行 信 用 金 庫 信 用 組 合 農 業 協 同 組 合	本店 支店	普通 ・ 当座	